令和7年度　南予水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、令和7年度の南予水道企業団の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

1　職員の任免及び職員数に関すること

⑴　職員の総数（一般職員定数：42名）

区分	年度末職員数(単位：人)
一般職員	27
会計年度任用職員	4
計	31

※一般職員には、再任用職員3名を含む。

⑵　採用試験及び選考の実施状況（令和7年度）

試験の種類	級　別	試験区分	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
競争試験	大卒程度	事務	－	－	－	－
	大卒･高専･短大	技術	2	2	0	0
		化学	1	1	0	0

⑶　年齢別職員構成の状況（令和8年3月31日現在）

区分	20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満
職員数	0	0	2	1	0	1
区分	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上		
職員数	3	10	9	5		

2　職員の人事評価に関すること

人事評価システムを効果的かつ適正に運用するために、「人事評価実施要領」により年２回の勤務成績の評定を行っています。

3　職員の給与に関すること

⑴水道事業会計決算

（税抜、単位：千円）

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率B/A
令和7年度	943,542	136,393	248,060	26.3%

※職員給与費には、法定福利費及び退職給付費を含む。

区分	職員数 A	給　料	期末・勤勉手当	その他手　当	計 B	1人当たり給与B／A
令和7年度	31	131,797	52,999	19,383	204,179	6,586

※1人当たり給与には、法定福利費及び退職給付費を含まない。

⑵級別職員数の状況

区分	職　名	職員数	構成比(%)
6級	事務局長	1	3.2
	事務局次長	0	0.0
	課　　長	1	3.2
5級	課長補佐	2	6.4
4級	係　　長	3	9.7
	場　　長	2	6.4
	専 門 員	10	32.3
3級	主　　任	4	12.9
2級	主　　査	2	6.5
1級	技　　師	0	0.0
	主　　事	2	6.5
	会計年度任用職員	4	12.9
計		31	100.0

⑶職員給与費の内訳　（税抜）

費目	支給実績（単位：円）	内　　容
給料	131,797	宇和島市に準拠し、支給。
扶養手当	3,440	配偶者3,000円、父母：6,500円、子：11,500円(年齢加算あり。)
住居手当	2,139	借家居住者へ支給。（上限28,000円）
通勤手当	2,751	通勤距離2km以上で、距離に応じて支給。
管理職手当	1,834	局長：50,000円、課長：40,000円、課長補佐：26,000円
期末･勤勉手当	52,999	期末手当：2.525ヶ月、勤勉手当：2.125ヶ月
時間外勤務手当	4,374	
夜間勤務手当	1,585	中央管理所所属職員の深夜帯勤務に対し、支給。
特殊勤務手当	1,040	浄水場勤務手当(月額4,000円)、水質検査手当(月額2,000円)
児童手当	2,220	
法定福利費	41,845	愛媛県市町村職員共済組合及び互助会に対する負担金。
退職給付費	0	貸借対照表上の引当金算出のための費目であり、現金支出なし。
報酬	233	下記⑷特別職参照。
計	246,257	

※退職手当については、退職手当組合（愛媛県市町総合事務組合）より支給。

⑷特別職（年額）

区分	職名	金額（単位：円）
報　酬	企業長	20,000
	議長	16,000
	副議長	14,000
	議員	12,000
	監査委員	12,000

４　職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

⑴勤務時間

①通常勤務

勤務時間　　午前8時30分～午後5時15分（休憩時間　正午～午後1時）

週休日　　土曜及び日曜日（週所定労働時間　38時間45分）

②交代勤務

宇和島中央管理所及び各浄水場では交代勤務制を採っています。このうち、宇和島中央管理所については、各浄水場の夜間遠隔監視を行うため、三交代勤務制となっています。なお、交代勤務制の部署における年間を通算した勤務時間及び休日は、通常勤務の職員と同じ時間、同じ日数です。

⑵休暇の状況

①有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に20日を限度に繰り越すことができます。令和7年度は退職者が有給休暇を消化したことも影響し、前年を上回る値となりました。

令和7年度平均取得日数　18.0 日

②その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚・出産などの規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。

また、職員の配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は障害のための長期の介護を必要とする場合には、無給の休暇を付与しています。

５　職員の休業に関すること

育児休業、部分休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業の制度が設けられております。

令和7年度取得実績　0 日

６　職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類には、免職、休職、降任、降級があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類には、免職、停職、減給、戒告があります。

令和7年度処分状況　　該当なし

７　服務規律保持のための取り組み状況

地方公務員法では、服務の根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

南予水道企業団におきましても、この法律の趣旨に反することのないよう、機会あるごとに注意喚起を行い、服務規律保持を図っています。また、職員の非違行為に対しては、懲戒処分の指針に基づき、懲罰で対応することとしています。

８　職員の退職管理に関すること

元職員による当企業団に対する働きかけの規制及び働きかけ規制違反に関する監視を行っております。

なお、令和7年度の該当事例はありませんでした。

９　職員の福祉及び利益の保護に関すること

⑴福利厚生制度の状況

①健康診断

法律に基づき、健康診断及び特定業務従事者の健康診断を実施しています。

また、愛媛県と市町との連携によるメンタルヘルス相談事業に参加し、状況に応じ、職員が医師または保健師による相談を受けられる体制を確保しています。

②共済組合及び互助会

愛媛県市町村職員共済組合及び愛媛県市町村職員互助会に加入し、その費用を企業団と職員で1/2ずつ負担しています。

⑵公務災害の発生状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償基金愛媛県支部により実施されています。

令和7年度公務災害発生状況　　0 件

⑶勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局による適当な措置が執られるべきことを要求することができるとされています。

令和7年度措置要求発生状況　　該当なし

⑷不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができるとされています。

令和7年度不服申立発生状況　　該当なし